

(案)

国 土 審 第 〇 〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日国土交通大臣
林 寛 子 殿国土審議会会長
秋 山 喜 久

首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方について (答申)

平成13年10月19日付け国都企第18号をもって諮問された首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度の今後の在り方についての当審議会における審議の結果を下記のとおり答申する。

記

首都圏及び近畿圏における工業(場)等制限制度は、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図ることを目的に、一定規模以上の工場や大学等の新增設を制限するものである。本制度は、他の大都市圏整備に係る施策等と相俟って、社会経済情勢の変化に対応した累次の見直しを通じ、当該目的の達成のため、その役割を果たしてきた。

今般、制度創設から約40年を経た本制度の今後の在り方について、国土交通大臣から本審議会に諮問がなされ、本審議会より首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会に付託した。

首都圏整備分科会及び近畿圏整備分科会において、工場や大学立地の有識者並びに首都圏及び近畿圏の地方公共団体から意見を伺い、さらに関係地方公共団体と実務的に意見交換を行った。これらを踏まえて、両分科会で審議を重ね、我が国の経済、文化等において重要な役割を担う首都圏及び近畿圏を全体として発展させるために、地域の自立的発展と地域間の連携・交流を推進しつつ、産業及び人口の適正な配置等を図る誘導施策を引き続き実施していく必要があるが、社会経済情勢が著しく変化する中、工業(場)等制限制度は、時代の役割を終えたものであり廃止することが適当である旨の報告書が取りまとめられた。

本審議会においては、両分科会の報告書を踏まえて審議した結果、製造業からサービス業へのシフト、産業のグローバル化等の産業構造の変化、少子化の進行等、社会経済情勢が著しく変化する一方、環境に係る諸制度が充実してきていること等から、工業(場)等制限制度は、首都圏の既成市街地及び近畿圏の既成都市区域における産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るという目的を達成する手段としての有効性・合理性が薄れてきており、廃止することが適当であるとの結論に達した。